

# 第 5 章 騒 音

## 第 1 節 騒音の現況

### 1 概要

騒音は各種公害のなかでも日常生活に特に関係の深いものであるが、その発生源は多種多様であり、音量、音質、発生時間によって受ける被害も異なるため、多数の苦情が発生している。

昭和51年度の公害苦情件数 180 件のうち騒音苦情は42件（23.3%）であり、昨年37件に比し若干増加している。

苦情の内容を発生源別に見ると金属、機械、木材加工工場等から発生する騒音が多く、また住居地域ではクーリングタワー、クーラー等のモーター音が主要な発生源となっている。このほか特に一部地域では大型自動車走行に伴う騒音が問題となっているが、今後共自動車の保有台数、走行量の増加、車の大型化等に伴って自動車騒音による被害発生が増加するものと考えられる。

なお、本県においては、昭和52年3月31日現在、環境基準に係る地域の指定は行っていない。

表 3.2 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

### 環 境 基 準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間	
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	

- (注) 1 A Aをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。  
 2 Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。  
 3 Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）についてはその環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表33 一般的な騒音レベル

難聴惹起	作 業 話 能 率 解 の 低 下	心 理 的 反 応 ( 不 快 感 )	ホン	状 況
			140	極度の聴力障害
			130	最大可聴限界
			120	飛行機のエンソノの近く
			110	自動車のクックノッ、船の機関室内
			100	高速列車の近傍
			90	組立工場、やかましい地下鉄
			80	交通のはげしい交差点
			70	電話のヘル(1m)
			60	会話(1m)、一般の事務室内
			50	普通の事務室、静かな住宅地
			40	静かな図書館
			30	深夜、フンオ・フレヒ放送のスタジオ内
20	人のささやき			
10	木の葉の音			
0				

## 2 各種騒音測定調査結果

### (1) 自動車騒音調査

昭和51年6月環境週間(6月5日~11日)の行事の一環として、鳥取市5地点(鳥取市東品治町:鳥取駅前, 同市末広温泉町:日交旅行センター, 同市川端1丁目:みかど会館前, 同市東町1丁目:鳥取県庁前, 同市二階町2丁目:五臓門薬局前)倉吉市3地点(倉吉市明治町 打吹駅前, 同市宮川町 宮川町ロータリー, 同市上井 倉吉駅前)及び米子市5地点(米子市明治町:米子駅前, 同市茶町:茶町角, 同市加茂町1丁目:中国電力前, 同市東倉吉町:山陰合銀前, 同市角盤町2丁目 明治生命前)で自動車騒音測定をし併せて自動車台数(原付自動二輪車以上)を調査した。

この調査は環境基準の測定法で行い、その中央値の平均値で見れば、鳥取市は66~70ホ

ノ(A)、倉吉市65～69ホン(A)、米子市68～71ホン(A)であり、倉吉駅前では環境基準に適合し、その他の地点では不適合であるが騒音規制法第17条に定める指定地域内における自動車騒音の限度と比較すれば、全地点とも限度以下である。また昨年との結果と比較すれば、自動車台数は米子市を除いて平均若干増加しているが、騒音レベルは若干低い値となっている。

表 3 4 環境週間行事における自動車騒音測定調査結果

測定地点名			環境基準及び自動車騒音の限度				測定平均値の49年～51年度の対比						
地区 (測定月日)	測定地点名	所在地	自動車騒音				自動車騒音 (中央値ホン(A))		自動車台数 台数/5分				
			測定値 (中央値ホン(A)) 最低値～ 最高値	環境基準 値 (中央値 ホン(A)) (相当地域)	環境 適合 基準	自動車騒音の 限度 (中央値ホン(A))	49 年 度	50 年 度	49 年 度	50 年 度	51 年 度		
												平均 値	×
鳥取市 (六月七日)	鳥取駅前	東品治町	69～72	70	65以下 (B地域)	×	2車線をこえる 80	68	72	70	78	74	68
	日交旅行センター前	末広温泉町	70～72	70	〃	×	〃	71	73	70	182	175	156
	みかど会館前	川端1丁目	70～72	70	〃	×	〃	71	72	70	87	97	96
	県庁前	東町1丁目	68～73	69	〃	×	〃	69	70	69	136	74	142
	五臓円薬局前	二階町2丁目	65～69	66	〃	×	2車線 75	68	70	66	66	61	66
倉吉市 (六月十日)	打吹駅前	明治町	63～71	67	〃	×	〃	70	69	67	62	56	69
	宮川町ロータリー	宮川町	68～71	69	〃	×	2車線をこえる 80	69	69	69	122	122	127
	倉吉駅前	上井	61～69	65	〃	〇	〃	66	67	65	53	51	53
米子市 (六月九・十日)	米子駅前	明治町	66～71	69	〃	×	〃	71	70	69	86	108	105
	茶町角	茶町	67～71	68	〃	×	2車線 75	68	71	68	75	80	73
	中国電力前	加茂町1丁目	69～72	71	〃	×	2車線をこえる 80	72	72	71	117	126	153
	山陰合銀前	東倉吉町	67～74	70	〃	×	〃	71	70	70	159	180	143
	明治生命前	角盤町2丁目	70～75	71	〃	×	〃	70	71	71	169	170	158

註) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定。

(2) 環境騒音実態調査

昭和51年度中、騒音規制法に基づく地域指定を行っている4市(32地点)で実施した調査結果は表35のとおりである。

調査結果をみると、環境基準A相当地域(主として住居の用に供される地域)は適合していないといえる。反面B相当地域(相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)ではほとんど適合している。又これを道路に面する地域、面さない地域でみても、同様であるが騒音規制法第17条に定める指定地域内における自動車騒音の限度と比較すると、ほとんど全地点とも限度以下である。

表 35 昭和51年度環境騒音実態調査結果

地区 (測定日)	測定場所名				環境騒音			
	測定場所名	所在地	面する道路名	車線数	中央値 ホノ(A)			
					朝	昼間	夕	夜間
鳥取市 (十一月二十四・二十五日)	信用金庫支店前	正蓮寺	国道 29 号線	2	54	68	—	59
	桜谷団地内	桜谷			46	45	—	42
	吉方橋南詰	吉方町	国道 29 号線	3	54	67	—	56
	鳥取こども学園	立川1丁目			48	48	—	41
	三洋機器事業部	吉方	国道 29 号線	2	52	69	—	60
	三洋社宅前	新			42	49	—	41
	三洋電気事業部	吉方	県道 秋里宮ノ下線	4	53	64	—	54
	世界文化社販売裏	大杓			40	43	—	35
倉吉市 (三月二十四日 昭和五十一年)	笠原宅前	西福守	県道 倉吉・東伯線	2	54	54	—	49
	西福守遊園地	"			39	46	—	44
	中部米穀組合	旭田	市道 新倉吉線	4	—	68	—	58
	医師会館	"			41	48	—	43
	一春旅館前	八屋	市道 倉吉・上井線	1	41	63	—	52
	膚掃事務所	"			41	50	—	43
	中国電気工事前	八屋	国道 179 号線	4	43	69	—	60
	中国電気工事裏	"			41	50	—	41
米子市 (十一月二十九日・三十日)	山陰生コン前	祇園町	国道 9 号線	2	72	74	—	60
	鉄道官舎	"			47	47	—	42
	山陰ナショナル前	西福原	主要地方道米子・境線	4	62	67	—	63
	マツウフ事務機裏	"			40	47	—	43
	米子商業センター	角盤町	市道米子東福原線15号	2	44	65	—	52
	電々公社裏	"			44	49	—	43
	米子信用金庫支店	皆生	県道 皆生西原線	4	45	63	—	57
	専売公社寮	"			42	49	—	43
境港市 (十一月三十日)	日の丸業前	弥生町	県道 彦名・境港線	2	62	65	—	59
	かねまん水産	外江町			46	44	—	41
	誠道団地前	誠道町	市道 産業中央線	4	50	59	—	42
	" 内	"			42	44	—	35
	境小学校	明治町	県道 彦名 境港線	2	40	63	—	53
	永井電機前入る	中町			36	46	—	37
	都田水産	中野	主要地方道米子 境線	4	50	64	—	51
	" 裏	"			43	48	—	47

(注) 時間区分(昼間 午前8時~午後7時, 朝夕 午前6時~午前8時と午後7時~  
測定時間(午前6時, 8時, 10時, 12時, 午後2時, 4時, 6時, 10時以降の計

朝	交通量(台/5分)				環境基準及び自動車騒音の限度											
	昼間	夕	夜間	夜間	環境基準値			環境基準の適(C)否(X)				自動車騒音の限度				
					相当地域	中央値ホノ(A)以下			朝	昼間	夕	夜間	規制地域	中央値ホノ(A)		
						昼間	朝・夕	夜間						昼間	朝・夕	夜間
7	80	—	21	A	55	50	45	X	X	—	X	2	70	65	55	
				"	50	45	40	X	O	—	X	"				
4	125	—	22	"	60	55	50	O	X	—	X	"	75	70	60	
				"	50	45	40	X	O	—	X	"				
11	106	—	22	B	65	60	55	O	X	—	X	3	75	70	65	
				"	60	55	50	O	O	—	O	"				
4	99	—	16	"	65	65	60	O	O	—	O	"	80	75	65	
				"	60	55	50	O	O	—	O	"				
5	13	—	4	A	55	50	45	X	O	—	X	2	75	65	55	
				"	50	45	40	O	O	—	X	"				
2	72	—	14	"	60	55	50	O	X	—	X	"	75	70	60	
				"	50	45	40	O	O	—	X	"				
—	29	—	6	B	65	60	55	O	O	—	O	3	70	65	60	
				"	60	55	50	O	O	—	O	"				
2	109	—	17	"	65	65	60	O	X	—	O	"	80	75	65	
				"	60	55	50	O	O	—	O	"				
62	119	—	26	A	55	50	45	X	X	—	X	2	70	55	55	
				"	50	45	40	X	O	—	X	"				
29	149	—	44	"	60	55	50	X	X	—	X	"	75	70	60	
				"	50	45	40	O	O	—	X	"				
2	52	—	12	B	65	60	55	O	O	—	O	3	75	70	65	
				"	60	55	50	O	O	—	O	"				
2	45	—	15	"	65	65	60	O	O	—	O	"	80	75	65	
				"	60	55	50	O	O	—	O	"				
13	44	—	6	A	55	50	45	X	X	—	X	2	70	65	55	
				"	50	45	40	X	O	—	X	"				
3	26	—	4	"	60	55	50	O	O	—	O	"	75	70	60	
				"	50	45	40	O	O	—	O	"				
4	50	—	12	B	65	60	55	O	O	—	O	3	75	70	65	
				"	60	55	50	O	O	—	O	"				
5	57	—	5	"	65	65	60	O	O	—	O	"	80	75	65	
				"	60	55	50	O	O	—	O	"				

午後10時, 夜間 午後10時~翌日の午前6時)  
8回/日)の各時間区分の平均値。

## 第2節 騒音の防止対策

### 1 法、条例による規制

#### (1) 騒音規制法

騒音規制法では、当初人口約10万人以上の市街地について工場騒音を規制する地域を指定することとされていたため、本県においては昭和44年8月、鳥取市、米子市の旧都市計画法に基づく旧用途地域を騒音規制地域としていたが、昭和45年12月、法の一部改正により、人口規模とは関係なく地域指定ができること、特定建設作業騒音の規制が加えられたことにより、昭和46年6月従来地域をそのまま工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音の限度の規制地域として告示した。

その後、昭和48年12月告示された新用途地域について検討を行い、昭和49年9月17日鳥取県告示第778号で新しい騒音規制地域を指定告示した。又、倉吉市、境港市については、昭和50年5月30日鳥取県告示第476号で規制地域を新指定し告示した。

#### 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域並びに法第17条に係る地域

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の区域の都市計画用途地域

(ただし、米子市の両三柳地区、境港市の福定町、高松町、新屋町、森岡町、西森岡、東森岡、軒屋の一部地域については、用途地域外ではあるが騒音防止上規制が必要な地域として指定。)

備考 鳥取市都市計画用途地域

(昭和48年12月25日鳥取県告示第1041号)

米子市都市計画用途地域

(昭和48年12月25日鳥取県告示第1040号)

境港市都市計画用途地域

(昭和48年12月25日鳥取県告示第1041号)

倉吉市都市計画用途地域

(昭和50年3月31日鳥取県告示第21号)

2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前8時から 午後7時まで〕	朝 夕 〔午前6時から 午前8時までは 午後7時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6 時まで〕
第1種区域	50 ホン	45 ホン	45 ホン
第2種区域	60 ホン	50 ホン	45 ホン
第3種区域	65 ホン	65 ホン	50 ホン
第4種区域	70 ホン	70 ホン	65 ホン

〔基準値は特定工場等（騒音規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場・事業場）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。〕

（参考）騒音規制の区域の区分と用途地域の関係

騒音規制法に基づく 工場騒音規制の区域の区分	都市計画法に基づく 用途地域の区分
	用途地域
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。	第1種住居専用地域
	第2種住居専用地域
第2種区域 住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域。	第2種住居専用地域
	住居地域
第3種区域 住居の用にあわせて商業工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域。	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。	工業地域
	工業専用地域

（境港市には、第1種区域の該当区域はない。）

3. 特定建設作業の騒音の規制基準

特定建設作業 規制項目	①くい打機(もんけんを除く。)くい打機又はくい打機を使用する作業(圧入式及びアスオカーを併用する作業を除く。)	②びょう打機を使用する作業	③さく岩機を使用する作業(1日50m以上移動する作業を除く。)	④空気圧縮機(電動でなく出力15kW以上、さく岩機併用の場合を除く。)	⑤コンクリートプラント(容量0.45m <sup>3</sup> 以上)又はアスファルトプラント(容量200kg以上)を設けて行う作業(モルタル製造する場合を除く。)	適用除外
作業場所の敷地境界線から30mの地点における騒音	85ホンをこえないこと	80ホンをこえないこと	75ホンをこえないこと	75ホンをこえないこと	75ホンをこえないこと	
作業禁止の時間帯	1の区域 午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	午後9時～午前6時	午後9時～午前6時	午後9時～午前6時	災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正、運転、道路法及び道交法の占用及び許可の夜間指定
	2の区域 午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	
作業時間の長さの制限	1の区域 1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	1日で完了する作業、災害の事態、人の生命、危険防止
	2の区域 1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	
連続して作業することができる日数	1の区域	6日間以内	6日間以内	6日間以内	1ヶ月以内	災害、非常の事態、人の生命、危険防止
	2の区域				2ヶ月以内	
作業を禁止する日	日曜日 その他の休日	日曜日 その他の休日	日曜日 その他の休日	日曜日 その他の休日	日曜日 その他の休日	災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正、運転、道路法及び道交法の占用及び許可の夜間指定

備考 1の区域 住居区域、商業区域及び準工業区域  
2の区域 1の区域以外の区域(工業専用地域を除く)

4. 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区域の区分	時間の区分		
		昼間	朝夕	夜間
1	第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55ホン	50ホノ	45ホン
2	第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60ホン	55ホン	50ホノ
3	第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70ホン	65ホノ	55ホノ
4	第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75ホン	70ホノ	60ホノ
5	第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70ホン	65ホン	60ホン
6	第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75ホン	70ホン	65ホン
7	第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80ホン	75ホン	65ホン

(2) 鳥取県公害防止条例

近時、ビル等の増加に伴い冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となっているからを条例により騒音関係特定施設(表36)とし、昭和47年4月1日から規制を行っており、規制地域及び規制基準は騒音規制法に準拠している。

表36 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施設名	規 模
クーリングタワー	送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。

又、深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業場のすべての事業活動に伴う深夜(午前10時から翌日の午前6時まで)の騒音を昭和47年4月1日から規制している。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか、例えば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、ハノト演奏及びきょう声などの騒音も含めて規制を行っている。

表37 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区 域 の 区 分	基 準 値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域。	50ホン
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域。	65ホン
3. 1及び2に掲げる区域以外の区域。	45ホン

2 特定施設等の届出状況

(1) 騒音規制法による特定施設の届出数

表38 特定施設の種別届出数

(昭和52年3月末現在)

種 類	市 名					計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市		
1 金 属 加 工 機	157	99	62	17		335
2 空 気 圧 縮 機 等	205	62	85	46		398
3 土 石 用 破 碎 機 等	13	1	—	2		16
4 織 機	—	—	—	—		—
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械	2	5	3	—		10
6 穀 物 用 製 粉 機	—	—	—	—		—
7 木 材 加 工 機 械	52	111	50	6		219
8 抄 紙 機	1	—	—	—		1



種 類	市 名	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	計
9	印 刷 機 械	103	76	29	—	208
10	合成樹脂用射出成型機	10	—	10	—	20
11	鑄 型 造 型 機	2	11	—	—	13
	計	545	365	239	71	1220
	届出工場 事業所	88	87	40	16	231

(2) 騒音規制法による特定建設作業の届出数

表 39 特定建設作業の種類別届出数

(昭和51年度中)

種 類	市 名	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	計
1	くい打機等を使用する作業	16	22	9	4	51
2	びょう打機を使用する作業	—	—	—	—	—
3	さく岩機を使用する作業	9	4	2	—	15
4	空気圧縮機を使用する作業	3	6	—	—	9
5	コンクリートプンプト等を 設けて行う作業	—	—	—	—	—
6	破 碎 機	—	—	—	—	—
	計	28	32	11	4	75

(3) 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設届出数

表 40 騒音関係特定施設届出数

(昭和52年3月末現在)

施設名	市 名	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	計
クーリングタワー		125	116	23	12	276
届出事業場		70	74	11	9	164

## 第 6 章 地 盤 沈 下

本県の地盤沈下は建設省国土地理院が実施した水準測量によって、鳥取市本町（遷喬小学校）にある 1 等水準点で昭和 4 0 年から 4 5 年までに 1 3. 8 cm の沈下が観測された。

また、環境庁は昭和 4 6 年度に地盤沈下メカニスム研究会に、全国調査を委託し、鳥取平野がその対象として概況調査がなされた。県では、これを契機として昭和 4 8 年度に専門家による地盤沈下協議会を設置し、昭和 4 9 年度に水準点 5 点を設置するとともに国土地理院に水準測量を要請し、昭和 5 1 年度に県と国土地理院で水準測量を実施したか、その結果は次の通りである。

昭和 4 9 年 6 月～昭和 5 1 年 6 月の鳥取市の市街地の地盤沈下状況は、最大は田園町の -7.63 cm（3.82 cm/年）で、旧袋川の沿岸で高く、駅南では吉方 -0.8 2 cm（-0.4 1 cm/年）、市立病院 -0 7 1 cm（-0 3 6 cm/年）、職業訓練校 -0 6 4 cm（-0 3 2 cm/年）と沈下量が少ない。

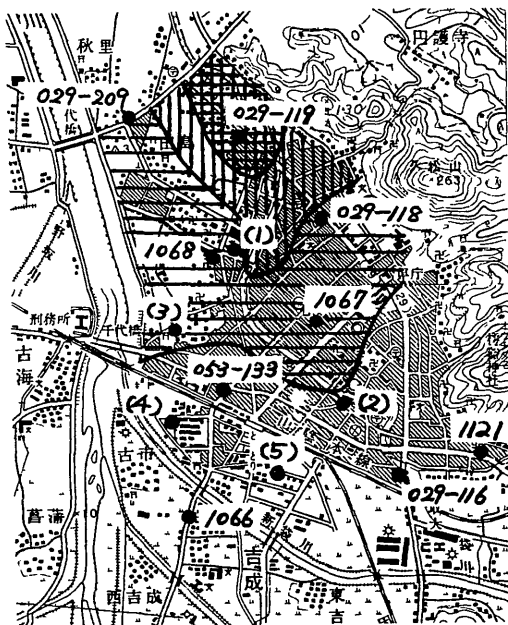
なお、沈下の原因については、沈下状況からみて沖積層のうち一番浅い所にある軟弱な上部粘土層（層厚 5～1 0 cm 程度）の影響を最も受けていると想定される。

表 4 0 昭和 4 9 年 6 月～昭和 5 1 年 6 月の地盤沈下量

水準点	029 119 田 園 町	(1) 〔鳥取県〕 寿 町 (西中)	009 209 松 並 町	029 118 西 町	1067 本 町 (遷喬小)	(3) 〔鳥取県〕 行 徳 (茲眼寺)	(2) 〔鳥取県〕 吉 方 温 泉 町 (日進小)
49~51年 の沈下量 cm	7 6 3 ( 3 8 2 )	4 0 2 ( 2 0 1 )	3 7 8 ( 1 8 9 )	3 4 3 ( 1 7 2 )	3 4 1 ( 1 7 1 )	2 8 5 ( 1 4 3 )	1 8 2 ( 0 9 1 )
水準点	1068 景 福 寺	029 116 吉 方	(4) 〔鳥取県〕 幸 町 (市立病院)	(5) 〔鳥取県〕 富 安 (職業) 訓練校	1121 立 川 (大雲院)	1066 吉 成	053 133 今 町
49~51年 の沈下量	1 5 8 ( 0 7 9 )	0 8 2 ( 0 4 1 )	0 7 1 ( 0 3 6 )	0 6 4 ( 0 3 2 )	0 5 1 ( 0 2 6 )	0 4 3 ( 0 2 2 )	0 4 1 ( 0 2 1 )

(注) ( ) は 1 年間の沈下量

図1 地盤沈下状況図



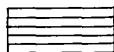
凡 例



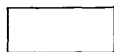
年間沈下量 3 cm以上 4 cm未満



〃 2 cm以上 3 cm未満



〃 1 cm以上 2 cm未満



〃 0 ~ 1 cm未満



水準点及び水準点番号

# 第 7 章 悪 臭

## 第 1 節 悪 臭 の 現 況

悪臭防止の必要な地域、特に広域に悪臭を発生する事業場または苦情の多い事業場等 13 施設 24 地点の測定を実施した。この調査結果を各悪臭物質（5 物質）についてみると、アンモニアは当該地域の規制基準を超えたものは養鶏業 1 施設（B 区域に立地、基準値 2 ppm 以下）のみで他の業種は規制の最もきびしい A 区域（基準値 1 ppm 以下）の基準以下であった。

メチルメルカプタンは当該区域の基準を超えたのは魚粉製造業 1 施設、養豚業 1 施設（A 区域に立地、基準値 0.002 ppm 以下）であったが その他の業種についても比較的高い値であった。

硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミンについては、規制区域外の畜産団地において硫化メチルが比較的高い値であったが その他については総て規制の最もきびしい A 区域の基準（硫化水素 0.02 ppm 以下、硫化メチル 0.01 ppm 以下、トリメチルアミン 0.005 ppm 以下）以下であった。

表 4 1 業種別悪臭物質測定結果

業 種	アンモニア		メチルメルカプタン		硫化水素		硫化メチル		トリメチルアミン	
	最大値 ～最小値	臭気 強度	最大値 ～最小値	臭気 強度	最大値 ～最小値	臭気 強度	最大値 ～最小値	臭気 強度	最大値 ～最小値	臭気 強度
畜産団地 (1 団地 3 地点)	1~0.5 <sup>ppm</sup>	2.5	0.01 <sup>ppm</sup> ~0.002	35	0.01 <sup>ppm</sup> ~0.0004	25	0.06 <sup>ppm</sup> ~ND	3.5	0.0006 <sup>ppm</sup> ~0.0004	2
養豚・養鶏場 (4 事業場 8 地点)	3~0.1	3.5	0.03 ~0.001	4	0.005 ~0.0001	2	0.001 ~ND	2	0.001 ~0.0000	2
魚粉製造業 (1 事業場 3 地点)	1~0.3	2.5	0.003 ~0.001	3	0.001 ~0.004	2	ND	2	0.0005 ~0.0002	2
下水・尿処理場 (2 事業場 3 地点)	0.7~0.3	2.5	0.002 ~0.001	25	0.0002 ~0.0001	2	ND	2	0.0002 ~0.0001	2
と畜場 (1 事業場 1 地点)	0.8	2.5	0.001	25	0.0003	2	ND	2	0.0001	2
水産加工場 (3 事業所 3 地点)	1~0.1	2.5	0.002 ~0.001	25	0.004 ~0.003	2	0.0005 ~ND	2		
パルプ製造業 (1 事業場 3 地点)	0.4~0.3	2	0.01 ~0.005	35	0.01 ~0.007	2	0.004 ~0.0006	2.5		

(注) 臭気強度は測定値の最大値に相当する度数である。

測定地点は各事業場の敷地境界線上でとった。ただし、パルプ製造業については、環境 3 地点である。

また、悪臭に関する苦情件数は昭和51年度33件で総苦情件数180件の18.3%となっており、前年度(17.9%)に比較して0.4%増となっている。

地域別にみると都市部が22件(66.6%)で、業種別では畜産農業によるものが最も多く30件(91%)であった。

## 第2節 悪臭防止対策

### 1 法令による規制

悪臭公害については、昭和46年6月1日悪臭防止法が制定され昭和47年5月31日から施行された。この法律は知事が規制の対象となる地域を指定し、規制地域内の事業活動に伴って発生する悪臭物質について規制基準を設定することとされているが、現在規制対象とされているのはアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質である。

また規制地域の考え方では、住居が集合している地域、学校 病院等の周辺、その他悪臭を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を対象としており、また工業専用地域は原則として規制されない。

◇本県における規制の状況

○規制区域と規制基準(昭和48年10月12日鳥取県告示第767号)

区域	悪臭物質 (ppm)	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチル アミン
	臭気強度					
A 区域	(2.5)	1	0.002	0.02	0.01	0.005
B 区域	(3.0)	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C 区域	(3.5)	5	0.01	0.2	0.2	0.07

○悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位: ppm)

	6 段 階 臭 気 強 度				
	2	2.5	3	3.5	4
硫 化 水 素	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7
メチルメルカプタン	0.0005	0.002	0.004	0.01	0.03
ジメチルサルファイト	0.003	0.01	0.05	0.2	1
ア ン モ ー ア	0.6	1	2	5	10
ト リ チ ア ノ	0.002	0.005	0.02	0.07	0.2

○規制地域

告示年月日	区域の区分	規制地域
昭 48 10 12 告示 第 7 6 7 号 ( 4 市 9 町 1 村 )	A・C	鳥取市、倉吉市、米子市 国府町、日吉津村
	A・B	東郷町
	A	青谷町
	B	鹿野町、三朝町、羽合町、赤碕町
	C	郡家町、淀江町、境港市
昭 49 7 2 告示 第 5 7 1 号 ( 5 町 )	A・B	東伯町
	A・C	気高町
	B	関金町、名和町
	C	八東町

## 2 悪臭防止対策

悪臭公害はいわゆる感覚公害であり大気中に低濃度で存在する有害物質により引き起されるものであるから、防止策を講ずる場合の問題点も多い。悪臭を法律に基づく規制値以下に低減させた場合にあっても個人の嗅覚の異なることから心理的な被害程度が異なる。また、法律で規制されているのは代表 5 物質に限られているため他物質との複合悪臭もあり法規制と被害の実態との差があること、さらに連続測定が不可能であるため悪臭物質を的確には握し難い等の問題点があるが 地域住民から苦情のあるものについては発生原因者に対し、施設、作業方法等の改善又は施設の移転等悪臭被害を防止するよう指導している。

## 第 8 章 そのほかの環境汚染物質

### 第 1 節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号)では土壌汚染の原因となる物質として、人の健康上問題があるものとしてカドウムを、農作物等生育上問題があるものとして銅が指定されている。

カドウムについては玄米中の含有量 1ppm 以上、銅については土壌中の含有量が 125ppm 以上のものをそれぞれ被害があるとされてきた。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になったものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

岩美鉱山 明治 22 年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約 200ヘクタールに被害を及ぼし、昭和 46～47 年にかけて実施した調査では 88 検体の玄米のうち 22 検体の玄米にカドウムの人為的汚染(カドウム 0.4ppm 以上)が認められたが、食品衛生法では食品として取り扱われないカドウム 1ppm 以上の玄米は認められなかった。また、土壌については米の収量に影響があると判断される 125ppm 以上の銅を含有していた土壌約 90 地点中 24 地点あった。県では鉱害対策として昭和 47～50 年度に事業費 66,603 円を鉱水処理施設、沈殿物堆積場の設置及び整備、捨石たい積場の防護施設工事等を行った。

さらに昭和 51 年度には事業費 48,800 円を、捨石たい積場の整備、坑水処理施設の改修工事等を行った。

また、鉱さい土砂の流出防止のための荒廃砂防事業として建設省の補助をうけて昭和 47 年度は、事業費 30,000 円をもって砂防ダム嵩上工事(嵩上 2メートル、延長 96メートル)を実施した。

表 4.2 休廃止鉱山下流の玄米、土壌のカドウム、銅の調査結果

地区別	調査対象面積	休廃止鉱山	玄米				土壌				調査年度			
			調査検体数	カドウム			調査検体数	銅						
				最高	最低	平均		10ppm 以上の検体数	10～0.4ppm の検体数	最高		最低	平均	125ppm 以上の検体数
岩美町小田地区	200	岩美鉱山	88	ppm 0.89	ppm 0.05	ppm 0.29	0	22	90	ppm 5.13	ppm 6.7	ppm 97	24	46 47
鳥取市百谷稲葉山地区	20	百谷鉱山	26	ppm 0.54	ppm 0.04	ppm 0.17	0	2	23	ppm 8.27	ppm 5.5	ppm 182	7	47 48

百谷鉱山 開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47・48年度に、下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染(カドウム0.4ppm以上)の認められたものが2検体あった。土じょうでは銅125ppm以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策として百谷鉱業㈱は、昭和48年に銅の高汚染地域11ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行い現在に至っている。

その他、通商産業省の委託事業で昭和48年度に8鉱山〔久連(銅)、日野上(クロム)、大江山(クロム) 丹比(マンガン)、関金(モリブデン)、高城(モリブデン)、倉吉(ウラン)、穴鴨(ウラン)〕、昭和49年度に6鉱山〔智頭(マンガン)、大取(マンガン)、大伊谷(マンガン)、日進(モリブデン)、高姫(タングステン)〕、昭和50年度に9鉱山〔第二日野上(クロム)、神与(マンガン)、因幡社水谷(マンガン)、東郷(ウラン)、八頭(ケイ石)、若桜(ケイ石)、三朝(ケイ石) 武庫(ケイ石)、江尾(ケイ石)〕について坑排水、利水点の水質、坑口の危険性の有無、たい積場のたい積状態等について調査を行った。

その結果は次のとおりである。

(1) 水質について

因幡社水谷鉱山のPHが低いが 重金属は利水点ではいずれも環境基準を満足しており問題は無い。

(2) 坑口の危険性の有無について

調査した9鉱山は開口している坑口が有るが容易に近づくことができないものが多い。しかし、八頭鉱山、神与鉱山及び江尾鉱山は坑口が道路に近く坑口に入る危険があるといえる。

(3) たい積場について

たい積場については、当面崩壊の危険はない。

## 第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地13地点についての土じょう、農作物並びに県内魚介類15検体、県外魚介類30検体について魚介類調査を行った。その結果は表43～44のとおりである。

### 1 土じょう、農作物調査

水田10地点、畑地2地点、樹園地1地点計13地点について土じょう13検体、玄米10検体、サツマイモ サタイモ・梨各1検体について、カドウム び素・鉛・銅 亜鉛の調査を行った。その結果、「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に定める農用地(田に限る)土じょう汚染対策地域の指定要件である水田の土じょうのび素15ppm、銅125ppm並びに玄米のカドウムの基準値1ppmを上回るものはなく またサツマイモ サタイモ 梨についても問題となる数値は検出されていない。



表 4 3 土 じ ゅ う 農作物調査

(単位 ppm)

調査地域		土 じ ゅ う					農 作 物					備 考
		カドミウム	ひ素	鉛	銅	亜鉛	カドミウム	ひ素	鉛	銅	亜鉛	
水 田	岩美町恩志	05	14	74	290	19.4	014	010	014	285	175	玄 米
	鳥取市橋本	02	19	21	68	30	016	008	012	272	176	〃
	郡家町麻生	03	11	21	79	109	005	003	008	1.77	158	〃
	智頭町智頭	02	06	27	43	111	005	007	004	212	174	〃
	羽合町長瀬	03	18	16	58	11.4	005	014	005	057	168	〃
	倉吉市上古川	04	18	10	14	6.1	007	019	010	250	160	〃
	大栄町島	02	19	11	47	66	006	010	005	187	151	〃
	大山町坊領	02	07	11	19	116	005	004	005	162	208	〃
	西伯町阿賀	02	08	24	42	90	020	005	007	300	203	〃
	溝口町金星谷	04	21	22	02	119	005	005	007	110	173	〃
畑地	鳥取市堀越	02	14	26	40	286	002	000	007	059	20	サンマイモ
	名和町門前	02	10	15	02	49	002	000	007	060	13	サトイモ
樹園地	東郷町中興寺	0.4	74	17.2	1400	177	001	0.00	009	058	05	20世紀梨 (芯なし)

注) 昭和51年度県農業改良課調査

2 魚 介 類 調 査

県内産魚介類15検体、県外産魚介類30検体について総水銀の調査を行ったが いずれも暫定の規制値(昭和48年7月23日厚生省暫定の規制)総水銀0.4ppmを下回っている。

表 4 4 魚 介 類 調 査

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	15	15	0	ppm 0.28	ppm 不検出	ppm 0.06	暫定の規制値
県外水揚魚介類	30	30	0	0.14	不検出	0.04	総水銀 0.4ppm
計	45	45	0				

注) 昭和51年度県衛生課調査

### 第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品58検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表45 食品PCB汚染調査

種 類 別		総検体数	検 出 値			暫定的 規制値 ppm	適 不 適	備 考		
			最高値 ppm	最低値 ppm	平均値 ppm					
魚 介 類	県内水揚	遠洋沖合魚介類	9	006	ND	001	05	9	0	遠洋 いか、さば、かれい、ズワイガー、たちうお、むつ、かつお、とびうお、はた、しいら等 内海：いわし、あじ、はまち、かます、たい、このしろ、きだい、すずき、のどぐろ、たちうお、さわら、いな等
		内海内湾	6	01	002	004	3	6	0	
	県外水揚	遠洋沖合	17	005	ND	001	05	17	0	
		内海沖合	13	03	ND	006	3	13	0	
	計		45	/	/	/	/	45	0	
牛	乳	5	ND	ND	ND	01	5	0	県下 東中西学校給食用	
乳	製 品	2	004	001	003	1	2	0	全粉乳、バター	
肉	類	3	001	ND	<001	05	3	0	牛肉、豚肉、鶏肉	
卵	類	3	002	002	002	02	3	0	鶏卵	
計		58	/	/	/	/	58	0		

(注) 昭和51年度県衛生課調査

## 第9章 廃棄物

経済の成長、国民生活の向上等に伴う廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあるがこれらに対処するため昭和45年12月廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定、公布され翌年9月施行された。

廃棄物は、日常生活の中から排出されるものを中心とする一般廃棄物と、事業活動に伴って排出され量的又は質的に問題とされる産業廃棄物に分類される。

一般廃棄物及び産業廃棄物はそれぞれの処理体制へ帰属することとなるが一般廃棄物の処理は、市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は事業者の処理責任が明定されている。

### 第1節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるがこれらの処理について市町村は、廃棄物処理法第6条に基づき処理区域を定め、当該地域内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定実施することとなっている。

計画処理区域は、昭和51年度末現在で、全世帯数の98.8%と、ほぼ県下の全域に及んでいる。

計画収集された一般廃棄物を適正処理するためには、処理施設が必要となるが施設の整備については、廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、国が定める廃棄物処理施設整備計画にのっとり整備事業の推進を図るとともに、これに対応した処理体制の強化に努めている。

#### 1 し尿処理

し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理場で処理することが最も望ましいが下水道が普及していない地域においては、し尿浄化そうが普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、汲取便所であり、浄化そう汚でい汲取し尿を衛生処理するため、し尿処理施設の整備が必要である。

し尿の処理状況については、図18に示すとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、総排出量の7.12%、し尿浄化そうにより処理されているものは12.4%、残りの16.4%の農山村部を中心とした地域では、自家処理に依存している。

し尿処理施設の整備状況及び稼働状況は表46に示すとおりであるが、人口の推移及び施設の老朽化等に伴う新增設及び更新等を検討してゆくこととしている。

図 1 8 処理計画区域内におけるし尿処理状況（昭和 5 1 年度）

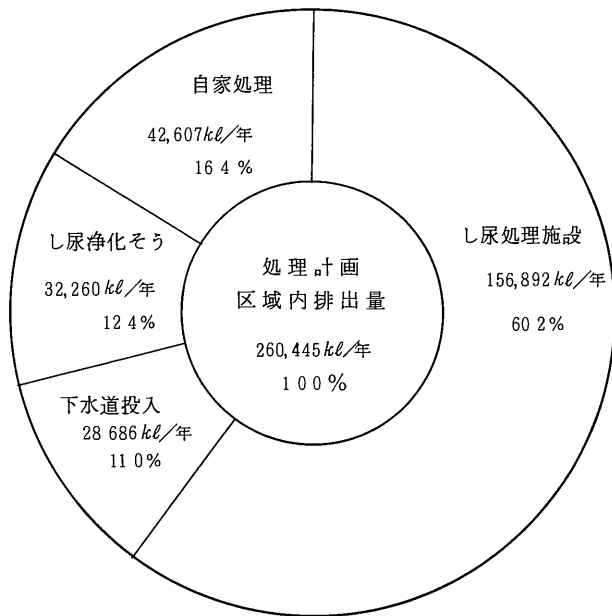


表 4 6 し尿処理施設の整備状況

(昭和52年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 規模 ( <i>kl</i> /日)	処理方式	稼動 開始 年月	B 昭和51 年度中の 年間処理 実績 ( <i>kl</i> /年)	$\frac{B}{A \times 365}$	残渣量 ( <i>t</i> /年)	備 考
鳥取県東部衛生 施設組合	因幡浄苑	鳥取市秋里1037番地	120	一段活性 汚  で い	46 11	35,088	080	59	
中部市町村共同 施設管理組合	日の宮浄苑	倉吉市小田字日の宮3番地	120	嫌気性消化	46 4	41655	095	1,356	
米子市ほか 9か町村 衛生施設組合	米子市浄化場	米子市安倍214番地	56	嫌気性消化 + (散水) ろ床法	39. 1	11,648	057	570	
			120	好気性消化	49. 12	30459	070	1,560	
	白浜浄化場	西伯郡淀江町中間856番地	80	好気性消化	42 4	20,254	069	1,140	
境 港 市	境港市浄化場	境港市小篠津町無番地	56	嫌気性消化	39. 4	14,525	071	405	
日野町・江府町・ 日南町衛生施設 組合	清化園	日野郡江府町大字佐川2番地	14	二段活性 汚  で い	47 4	3,263	064	32	
計			566	/	/	156,892	平均 076	5122	

## 2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、その量・質ともに増大、多様化の一途を辿っているが、市町村ではこれらのごみについて収集・運搬・処理及び処分に至る一連の作業を一定の処理計画の中で定めている。

ごみは可燃物と不燃物に大別されるが、不燃物については圧縮破砕機にかけて減容化し、最終的に埋立てられている。

可燃物については、焼却施設において焼却することとしているが、施設の老朽化・人口の季節的な増減等により、施設の能力の範囲内で処理しきれない場合も見受けられるので、今後施設の整備について更に検討を重ねる必要がある。

市町村による施設の整備状況及びその稼働状況については、図19及び表47に示すとおりである。

図19 処理計画区域内におけるごみ処理状況（昭和51年度）

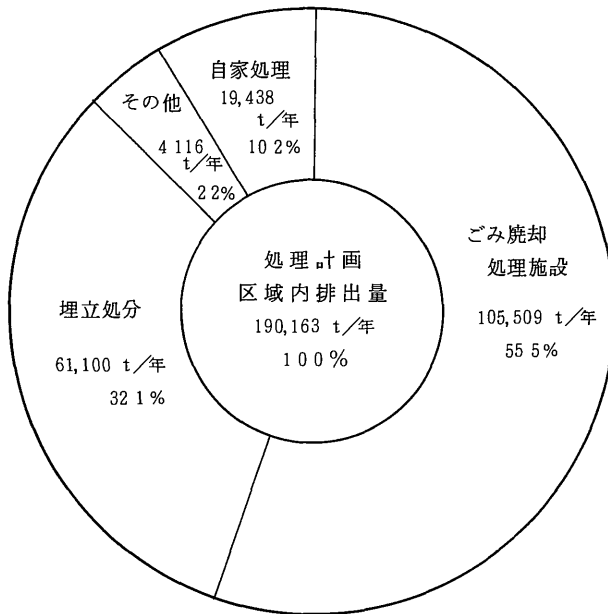


表 4 7 ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況

（昭和52年3月末現在）

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 規模 (ノ/日)	炉型式	稼働開始 年 月	B 昭和51 年度中の 年間 処理実績	稼働率 $(\frac{B}{A \times \text{稼働日数}})$	残渣量	備 考
鳥 取 市	神谷清掃工場	鳥取市西今在家 227	180	連続燃焼式	49 11	29,350	054	3,279	
国 府 町	こくふ浄苑	国府町岡益 524・525	6	機械化 ノチ式	46 12	1,277	085	65	
岩 美 町	岩美町 ごみ焼却場	岩美町大字浦富 365	6	固定ハノチ式	45 4	1,381	076	138	
福 部 村	福 部 浄 苑	福部村大字中 109	6	機械化 ノチ式	50 4	617	034	61	
河 原 町	河 原 町 ごみ処理場	河原町大字郷原 434 2	5	固定ハノチ式	46 4	1,727	117	190	
若 桜 町	若 桜 町 営場 塵芥処理場	若桜町大字浅井	10	機械化 ハノチ式	51 5	1,517	055	75	
智 頭 町	智 頭 町 じん芥処理場	智頭町大字市瀬 1643 2	8	固定ハノチ式	44 6	2,337	104	275	
八 頭 東 部 衛生施設組合	組 合 立 ごみ処理場	船岡町大字水口 142 2	20	機械化 ノチ式	50 10	1,944	033	37	
佐 治 用 瀬 ごみ処理施設組合	〃	佐治村大字葛谷字水工谷 478 2	6	〃	48 7	977	059	98	
気 高 郡 衛生施設組合	〃	気高町大字八束水 字ガーガ谷	20	〃	49 4	5,171	086	465	
中 部 市 町 村 共 同 施設管理組合	向山清掃工場	倉吉市和田東町 893	36	〃	44 8	8660	088	1,174	
	東伯清掃工場	東伯町田越 104	50	〃	49 12	7,845	058	785	
	赤 碕 分 場	赤碕町筧津 514 2	5	〃	45 3	405	028	41	

— 66 —

米 子 市	米 子 市 営 塵芥焼却場	米子市長砂町 946 1	60	機械化 ハノチ式	46 10	16,930	104	3012	
			20	固定ハノチ式	40 1	6060	105	606	
境 港 市	境 港 市 営 塵芥処理場	境港市福定町 673	50	機械化 ノチ式	41 4	8,807	059	2,813	
西伯町外2か町 清掃施設管理組合	新宮谷焼却場	西伯町大字法勝寺 字新宮谷 22 1	7	〃	47 5	1,036	071	207	
日 吉 津 村	日 吉 津 村 場 塵芥処理場	日吉津村大字日吉津 1866	3	固定ハノチ式	44 2	374	042	60	
淀 江 町	淀 江 町 ごみ焼却場	淀江町大字西原 1330 5	5	〃	44 5	1,765	097	255	
大 山 町	大 山 町 じん芥焼却場	大山町上万 212	5	〃	46 9	748	042	14	
名 和 町	名 和 町 塵芥処理場	名和町大字大塚 877 2	5	機械化 ハノチ式	51 4	1,418	092	600	
			3	固定ハノチ式	44 4	144	050	190	
中 山 町	中 山 町 営 塵芥処理場	中山町羽田井字中山原 1419 226	5	機械化 ソチ式	49 7	1,308	086	47	
日 野 町	日 野 町 じん芥処理場	日野町黒坂 187	3	固定ハノチ式	45 7	883	098	9	
日 南 町	日 南 町 ごみ焼却場	日南町生山 450	7	機械化 ハノチ式	48 5	684	036	7	
江 府 町	江 府 町 塵芥処理場	江府町江尾 475	2	固定ハノチ式	45 2	718	084	3	
溝 口 町	溝 口 町 ごみ処理場	溝口町上野カマ谷 110 1	7	〃	50 4	1,426	067	14	
計			540			105,509	平均 069	14520	

— 67 —

表 4 8 粗大ごみ処理施設

(昭和52年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型 式	A 公称能力 (t/日)	稼動開始 年 月	B 年間処理実績 (t/年)	計量	C 稼動日数	$\frac{C}{365}$	$\frac{B}{A \times C}$	備 考
東部広域行政 管理組合	高草清掃工場	破	150	47.8	16,605	無	297	0.81	0.37	
中部市町村共同 施設管理組合	向山清掃工場	併	50	48.4	2887	有	272	0.75	0.21	
西部広域行政 管理組合	中海処理場	併	60	48.8	7,433	有	297	0.81	0.42	
計			260		26,925		延 866 平均 289	平均 0.79	平均 0.36	



### 3 最終処分地

収集された廃棄物は、物理的・化学的又は生物学的な手段により減量 安定化され、生活環境の保全上支障の少ないものとして自然の受容能力の中に包含されなければならない。

具体的には、市町村が設置している廃棄物処理施設から排出される焼却残灰及び収集された不燃物を処分する最終処分場（埋立処分地）が必要となる。

市町村が確保している最終処分場は表 4 9 に示すとおりであるが、今後生活様式の変化等に伴う排出ごみに含まれる不燃物の増大及び既設の最終処分場の埋立完了等に伴い新たな用地確保を検討してゆく必要がある。

表 4 9 ごみ埋立処分地整備状況

(昭和52年3月末現在)

市町村名	埋立地名	所在地	埋立開始 年 月	埋立終了 予定年月	面 積 (㎡)	全体容量 (㎡)	残余容量 (㎡)	埋立実績 (t/年)	備 考
鳥 取 市	晩 稲 不 燃 物 処 理 場	鳥取市晩稲 53	51 7	60 7	40,537	1,201,611	1,172,469	29,142	
東部広域行 政管理組合	高草清掃工場	鳥取市里仁 637 18	47. 8	54. 7	10,000	105,000	37,800	16,605	
岩 美 町	岩 美 町 不 燃 物 捨 場	岩美町大字浦富字城ノ谷	45 5	54 3	10,000	18,000	3,000	2,384	
国 府 町	こくふ浄苑	国府町大字岡益	46. 12	60 3	3,152	6,000	5,667	175	
河 原 町	河 原 町 ご み 埋 立 地	河原町大字中井	47 4	57 3	5,700	9,600	6,025	537	
若 桜 町	若 桜 町 営 不 燃 物 処 理 場	若桜町大字浅井	46 4	55 3	4,000	20,000	12,924	722	
佐治・用瀬 ごみ処理 施設組合	八頭西部暫定 ごみ処理施設	用瀬町鷹狩	48. 7	53 3	2,100	4,200	600	3,800	
中部市町村 共同施設 管理組合	向 山 埋 立 地	倉吉市和田東町	44. 8	52 3	6,000	17,000	0	4,061	
	東 伯 埋 立 地	東伯町大字田越	49 12	60 3	10,000	10,000	91,000	785	

170-

	不燃物処理場	赤碓町大字帽子取	45. 4	51 10	1,000	12,000	0	267	
境 港 市	不燃物埋立地	境港市渡町 119	46 5	55. 3	11,827	35,481	3,000	32,481	
淀 江 町	佐 陀 不 燃 物 処 理 場	淀江町大字佐陀字灘浜	51 4	60 3	892	3,570	33,45	255	
米 子 市	中 海 処 理 場	米子市陰田祇園町地先	48 8	62 3	233,000	941,600	791,600	7,804	
	大篠津埋立場	米子市大篠津	51 1	54 1	14,000	42,000	21,000	3,147	
日 吉 津 村	日 吉 津 村 灘 浜 埋 立 地	日吉津村日吉津	46 4	54 3	300	960	133	60	
中 山 町	中山町埋立地	中山町下田 774 3	51 7	52 12	264	264	60	47	
西 部 広 域 行 政 管 理 組 合	米子市祇園町沖	米子市祇園町 2 丁目	47. 11	55 3	235,700	941,600	600,000	28,800	
西 伯 町 外 2 か 町 清 掃 施 設 組 合	組合立埋立地	西伯町大字法勝寺	47 5	52 3	225	2,250	0	207	
江 府 町	江 府 町 埋 立 処 分 地	江府町大字河原	45. 2	53. 3	1,000	1,200	930	65	
合 計					589,697	3,372,336	2,749,553	131,344	

171-

#### 4 し尿浄化そうの現状

生活水準の向上、生活様式の変化に伴ない 水洗便所化への動きはとみに高まり し尿浄化そうの設置基数は急激に増加しており 昭和51年度末には10,522基の設置基数を数えている。

しかし、これらのし尿浄化そうは、必ずしも維持管理等が適切に行われているものばかりとは言えず、その放流水による公共の水域の水質の汚濁、悪臭の発生等が問題となっておりこれが維持管理については十分な監視指導体制を整備してゆかなければならない。

し尿浄化そうの歴年度設置基数、保健所別設置基数はそれぞれ図20及び表50に示すとおりである。

図20 歴年度し尿浄化そう設置基数

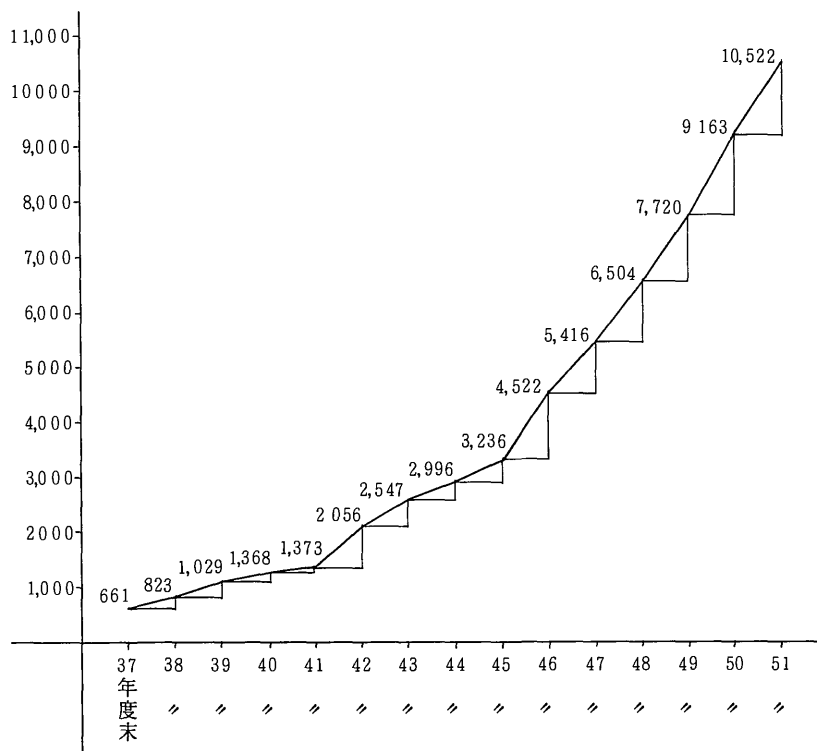


表 5 0 保健所別し尿浄化そう設置基数

(昭和52年3月末現在)

保健所 人そう	鳥 取	郡 家	兵 村	倉 吉	米 子	根 市	合 計
～ 20	2037	402	151	1,569	3,258	100	7,517
21 ～ 100	507	80	46	623	1052	55	2,363
101 ～ 300	125	26	21	133	205	25	535
301 ～ 500	17	4	4	22	32	4	83
小 計	2686	512	222	2,347	4547	184	10498
501 ～ 1,000	8	0	1	1	7	0	17
1,001 ～ 2,000	1	0	0	0	3	1	5
2,001 ～ 3,000	0	0	0	1	1	0	2
小 計	9	0	1	2	11	1	24
合 計	2,695	512	223	2,349	4,558	185	10522

## 第 2 節 産業廃棄物の現況

近年生産活動の拡大と国民消費生活の向上により各種産業から発生する産業廃棄物の量は著しく増加し、また質的にも大きく変化している。特に不燃性、難燃性、あるいは有害物質を含む等処理困難な廃棄物が毎年増加する傾向にある。

これら産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法は第一義的に排出事業者の処理責任を明定し、事業者によるその産業廃棄物を自ら処理する義務を課している。また、都道府県知事はその管轄する区域内の産業廃棄物に関し総合的な処理計画を策定しなければならないこととしている。

本県においては、この規定を受けて昭和50年2月14日付けで鳥取県産業廃棄物処理計画を策定し、次いでこれが実施の円滑を期すため、同年9月5日産業廃棄物処理計画実施指導方針を定めた。

この中で早急に処理対策を講じる必要のある産業廃棄物6品目をとりあげ、逐次処理体制の整備を検討することとしており、各廃棄物ごとに処理専門部会を設置し、廃棄物の排出状況等の実態調査及び処理体制の整備等の検討を重ねている。

表 5 1 産業廃棄物専門部会一覧表

産業廃棄物の種類	現 状	専 門 部 会
廃 油 (カソノスタント、 自動車整備工場から排 出されるもの)	カソノスタント 264 箇所 自動車整備工場 自動車整備振興会 394 箇所 自動車販売店協会 23 箇所 小 計 417 箇所	廃油 古タイヤ関係 ( 50 11 18 設置 )
古タイヤ	49年未自動車保有台数 148,896 台	
メノキスフノン	メノキ施設 5 箇所	メノキ 表面処理スフノン関係 ( 50 11 19 設置 )
表面処理スフノン	表面処理施設 11 箇所	
廃プラスチック ( 農業用廃プラスチック類 )	園芸用プラスチック 1514 トノ／月 農業用肥料袋 340 トノ／月	} 廃プラスチック 家畜ふん尿 関係 ( 50 11 20 設置 )
家畜ふん尿	畜産経営環境保全対策実施方針 47 11 20 農林部長通知	
土砂・がれき類 ( 建設廃材 )	処理希望量 1,114 トノ／月	建設廃材関係 ( 50 11 21 設置 )

専門部会の構成

○廃油・古タイヤ関係

鳥取県経済連自動車燃料課、鳥取県自動車整備振興会、鳥取県石油商業組合、  
鳥取県自動車タイヤ商業組合、鳥取県ハス協会、鳥取県トノク協会、  
鳥取県乗用自動車協会、鳥取県自動車販売店協会、環境保全課  
ノキスフノン 表面処理スフノン関係  
鳥取三洋電機(株)本社、旭鍍金(株)、鳥取旭工業(株)、堀鍍金工業所、  
環境保全課(鳥取保健所、米子保健所)

廃プラスチック・家畜ふん尿関係

鳥取県経済連畜産課、同資材課、鳥取県農協中央会団地推進室、東伯町、大栄町、  
赤碕町、農政課、農業改良課、農産園芸課、畜産課、環境保全課(倉吉保健所)

○建設廃材関係

㈱鳥取県建築士会、㈱鳥取県建設業協会、鳥取県建築連合会、  
鳥取県設計監理協会、鳥取県インテリア事業協同組合、鳥取県左官組合連合会、  
建設省鳥取工事事務所、管理課、建築課、営繕課、環境保全課

## 第 10 章 中小企業者に対する貸付

(1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和 46 年度から 公害防止施設整備に対する貸付を行っている。

表 5 2 鳥取県の公害防止資金貸付制度（昭和 52 年度）

貸付対象	中小企業者または、事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	1,500 ㎡以内、事業協同組合については 3,000 ㎡以内
貸付利率	年 6.2% 以内（保証付の場合年 6.0% 以内）
返済方法	5 年以内（1 年以内の据置を含む）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和 46 年度以降の貸付実績は、表 5 3 表 5 4 のとおりである。

表 5 3 公害防止資金貸付実績

年 度	貸付件数	貸付額
46	9 件	5,005 ㎡
47	10	3,985
48	10	6,798
49	4	6,450
50	8	5,655
51	7	7,900

表 5 4 施設別貸付実績

年度	施設別		ばいじん防除施設		そ の 他	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
46	2 件	2,000 ㎡	2 件	1,250 ㎡	5 件	1,755 ㎡
47	8	2,435			2	1,550
48	7	5,458	3	1,340		
49	2	3,000	2	3,450		
50	6	4,505	2	1,150		
51	6	5,900			1	2,000

(2) 中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付

表 5 5 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 策
4 6	1	350 <sup>冊</sup>	汚水処理施設
4 7	9	2023	汚水処理施設 8、騒音防止施設 1
4 8	1	222	汚水処理施設
4 9			—
5 0	1	320	汚水処理施設
5 1	2	1,436	汚水処理施設

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付

表 5 6 中小企業金融公庫（産業公害防止貸付）及び国民金融公庫（公害貸付）による貸付実績

年 度	制度 貸付実績	中小企業金融公庫		国民金融公庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
4 6		2 件	5,000 <sup>冊</sup>	3 件	600 <sup>冊</sup>
4 7		8	11,250	8	2,120
4 8		4	1,800	5	1,880
4 9		8	14,480	1	300
5 0		4	14,300	2	360
5 1		9	15,350	1	90

(4) 公害防止事業団による貸付

表 5 7 公害防止事業団貸付実績

(昭和51年度)

施 設 の 種 類	件 数	金 額
汚 水 処 理 施 設	4 件	7,907 <sup>冊</sup>
ばいしん 防 除 施 設	1	3990
悪 臭 防 止 施 設	1	2,660
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	3	27,553
計	9	42,110

## 第 11 章 公害紛争処理、公害苦情等

### 第 1 節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害紛争の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも、公害の被害は単に財産上の被害にととまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に昭和 45 年に公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん・調停・仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と、紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者 13 名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から 3 人の委員を選任し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

#### 1 調停申請を処理した事例

事 件 名 倉吉市における一ケト工場からの粉じんによる生活環境被害に係る差止等調停事件

1 紛争処理機関名 鳥取県昭和 51 年（調）第 1 号事件調停委員会

2 申請受理年月日 昭和 51 年 6 月 9 日

3 申 請 人 倉吉市上井 杉 森 太 郎 生 田 昭  
土 佐 和 臣 北 村 輝 明

4 紛争の相手方 倉吉市上井 190 関西パーケット工業㈱

取締役社長 藤 井 政 雄

5 被害の生じた場所 倉吉市上井 旭北一部

6 調停を求める事項及びその理由

#### イ 事 項

(イ) 集じん装置の改善をはかり、粉じんの飛散を完全に防止すること。

(ロ) ホイパーの燃料として木クス、ノコクスを使用しないこと。

(ハ) 騒音対策に取りくむこと。

(ニ) 杉森太郎他 3 名に対して、洗濯物の汚れ、家族のノトの痛み等経済的・精神的苦痛に対する償いをする事。又、生田家・土佐家の屋根及び天井の修理代を支払うこと。



## 理 由

関西パーケト工業㈱の合板製造工程及びオカウイト製造工程から粉じん・はいじんが飛散し、住居・洗濯物・その他を汚染している。又、附近の民家の屋根の瓦と瓦の間にたまった粉じんの毛細管現象によって雨もりがし、天井が著しく痛み汚れている。

### 7 調停委員の氏名（昭和51年6月18日指名）

田 村 康 明 （弁 護 士）  
足 立 義 巳 （境港商工会議所専務理事）  
繁 原 重 治 （人権擁護委員）

### 8 調停委員会開催経過

昭和51年7月5日	第1回調停委員会	当事者から意見聴取
昭和51年7月21日	第2回調停委員会	当事者から意見聴取 現地調査
昭和51年8月3日	第3回調停委員会	当事者から意見聴取
昭和51年8月7日	現 地 調 査	
昭和51年9月18日	第4回調停委員会	相手方（会社）から意見聴取
昭和51年10月13日	第5回調停委員会	当事者から意見聴取
昭和51年11月4日	第6回調停委員会	調停成立

### 9 調 停 条 項

#### イ 集じん装置の改善及び粉じんの飛散防止について

- (イ) 関西パーケト工業株式会社（以下「会社」という）は、目下工場移転（木工団地その他）を計画中であるが、向う2年以内（昭和53年11月30日まで）に移転を開始する場合は、第一工場の集じん機は、不完全なから会社においてできる限り操作に留意するととし、現状を認めることとするか、2年を経過しても移転の開始が行われなときは、前記集じん機の完全な施設改善を昭和54年3月31日までに実施することとし、申請人は、施設完成後、鳥取県立会のうえ確認すること。
- (ロ) 会社は、乾燥工場のサイ からノコスをかき出す際、ノコスが飛散しない設備を昭和51年11月30日までに完備すること。
- (ハ) 会社は、操業中工場建屋の窓等を開放しないようにすること。

#### はい塵発生施設のはい塵防止について

乾燥室のはい塵発生施設については、更にはい塵発生量を低減するため、集じん能力の増強をはかると共に日常の維持管理に充分配慮すること。

#### 騒音防止対策について

- (イ) 会社は、製材工場及び第二工場に配置されている騒音発生施設については、昭和

51年11月30日までに騒音規制法に定める規制基準を遵守できる騒音防止対策を講ずること。

(ロ) 会社の操業に伴う騒音について申請人から被害の訴えがあり、かつ、鳥取県又は倉吉市の騒音測定結果が騒音規制法に定める規制基準をこえた場合には、会社は、発生源の操業を一時中止し、ただちに改善措置を実施するものとする。

一 オカナイト工場について

オカナイト工場について、今後申請人が被害を訴えた場合には、会社は運転を中止し、当事者双方で改善対策を協議し、措置完了後申請人の了解を得て運転を再開するものとする。

ホ 会社は、日曜・祭日には操業しないことを原則とし、操業をする場合は、公害の生じない作業を実施すること。

ヘ 会社は、工場敷地周辺に昭和51年11月30日までに植樹すること。

ト 申請人は、前記各条項の実施に必要な限度において、会社の工場に立入り、調査することができるものとする。

チ 会社 申請人双方は、前記各条項を誠実に履行することを相互に確認すると共に、将来新に問題が生じたときは、その都度申請人と会社の代表者（社長又は専務）との間で協議し、会社はすみやかに改善措置を実施するものとする。

## 第2節 公害苦情処理状況

### 1 公害苦情受理状況（県・市町村受理分）

(1) 昭和51年度における本県の公害苦情の受理状況は180件であり 昭和50年度207件に比べて27件減少している。

(2) 公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

公害の種類 \ 年度	46	47	48	49	50	51
大 気 汚 染	37件	32件	22件	33件	41件	26件
水 質 汚 濁	96	92	107	61	54	38
騒 音	49	40	48	56	39	42
振 動	3		4	3	6	6
悪 臭	83	82	109	81	37	33
土 じ ょ う 汚 染	1	1	3	3	1	3
そ の 他	19	40	37	36	29	32
計	288	287	330	273	207	180

公害の種類別苦情は、昭和51年度受理件数中では、騒音苦情が最も多く42件(全体の23%)、続いて水質汚濁38件(21%)、悪臭33件(19%)、その他32件(18%)、大気汚染26件(14%) 振動6件(3%) 土じょう汚染3件(2%)の順となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、鳥取市50件(前年度40件)を最高に米子市23件(前年度35件)、境港市18件(前年度10件)、倉吉市15件(25件)、日吉津村8件(25件)の順となっており、鳥取市及び境港市を除く市町村では前年度より減少している。

## 2 公害苦情の処理状況

昭和51年度における公害苦情件数180件中解決したものの151件で解決率は84%となっている。

昭和51年度公害苦情種類別処理状況は、下記のとおりである。

公害の種類	区分	受理件数 A	解決した件数 B	解決率 ( $\frac{B}{A} \times 100$ )
大気汚染		26 件	16 件	62 %
水質汚濁		38	28	73
騒音及び振動		48	42	88
悪臭		33	32	97
土じょう汚染		3	3	100
その他		32	30	94
計		180	151	84

## 3 公害の種類別発生源別内訳

大気汚染 工場からのばいじん、 クス、わたくずによる被害苦情が主になっている。

水質汚濁 砕石業 製紙業・畜産業からの汚水苦情が主になっている。

騒音 振動 クーノクタワー騒音 工場のコンプ ノサー 鍛造機による騒音苦情が主になっている。

悪臭 苦情件数33件中畜産業に伴う苦情が15件(全体の45%)を占めている。

土じょう汚染 板金工場・畜舎からの廃水が田へ流入し、稲に被害を与えた事例である。

その他 産業廃棄物 一般廃棄物の放置 不法投棄が主になっている。

昭和51年度公害苦情受理処理件数（県、市町村別）

区 分 縣市町村	受 理 件 数			処 理 件 数		
	計	新規受理	繰越分	計	解決	繰越分
県（保健所）	29	26	3	29	27	2
鳥 取 市	50	50		50	50	
米 子 市	35	23	12	35	25	10
倉 吉 市	19	15	4	19	11	8
境 港 市	21	18	3	21	21	
岩 美 町	1		1	1		1
船 岡 町	1		1	1	1	
河 原 町	3	3		3	3	
八 東 町	1		1	1	1	
用 瀬 町	1	1		1	1	
智 頭 町	6	5	1	6	6	
気 高 町	2	2		2	2	
鹿 野 町	3	3		3	3	
青 谷 町	6	1	5	6	1	5
東 郷 町	1	1		1	1	
三 朝 町	1		1	1		1
関 金 町	1	1		1	1	
北 条 町	11	4	7	11	7	4
大 栄 町	3	3		3	3	
東 伯 町	1		1	1	1	
赤 碕 町	2	2		2		2
西 伯 町	3	2	1	3	2	1
日 吉 律 村	14	8	6	14	7	7
淀 江 町	3	3		3	3	
大 山 町	2	1	1	2	1	1
名 和 町	7	6	1	7	7	
日 南 町	1	1		1	1	
日 野 町	1	1		1	1	
市 町 村 計	200	154	46	200	160	40
計	229	180	49	229	187	42

昭和51年度公害苦情種類別件数

区分 区市町村	種類別件数											
	合計	計	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	悪臭	計	産業廃棄物	一般廃棄物	その他
県(保健所)	26	23	5	6	6			6	3	1	1	1
鳥取市	50	46	8	2	19	2		15	4	3		1
米子市	23	18	3	1	7	4		3	5		1	4
倉吉市	15	14	1	9	3			1	1			1
境港市	18	14	2	5	4			3	4		1	3
河原町	3	3	1	1				1				
用瀬町	1	1		1								
智頭町	5	1			1				4	2		2
気高町	2	2		2								
鹿野町	3								3	1		2
青谷町	1	1		1								
東郷町	1	1						1				
関金町	1	1						1				
北条町	4	3		1			2		1	1		
大栄町	3	3	1	1			1					
赤碕町	2	1						1	1	1		
西伯町	2	1		1					1		1	
日吉津村	8	8	5	2	1							
淀江町	3	2		2					1			1
大山町	1	1		1								
名和町	6	2		1				1	4	2	1	1
日南町	1	1			1							
日野町	1	1		1								
市町村計	154	125	21	32	36	6	3	27	29	10	4	15
合計	180	148	26	38	42	6	3	33	32	11	5	16

### 第3節 企業の公害防止管理者等の設置

#### 公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気 水質・騒音・粉じん）ごとに公害防止管理者を選任することを義務づけられ、このほか公害防止統括者 公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。

本県において、公害防止管理者等を選任しなければならない工場数は32工場である。

表58 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 者 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 者 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 主 任 管 理 者	
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種				
⑱ 食 料 品 製 造 業	2	2 (2)				2								
⑲ た ば こ 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)								
㉒ 木 材、木 製 品 製 造 業	3	1 (1)				1								
㉔ パ ル プ、紙、紙 工 品 製 造 業	3	3 (1)	1 (1)		1	(1)		1	2					1 (1)
㉗ 石 油、石 炭 製 品 製 造 業	3	1 (1)	1 (1)			1 (1)								
⑳ 窯 業、土 石 製 品 製 造 業	8	5 (5)				1 (1)							7 (7)	
㉑ 鉄 鋼 業	2	2 (1)			2	(1)								
㉓ 金 属 製 品 製 造 業	6	3 (3)					1 (3)	4 (2)			1 (1)			
㉔ 一 般 機 械 器 具 製 造 業	1	1				1 (1)								
㉕ 電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	2 (2)				1 (1)		2 (2)						
計	32	22 (18)	2 (2)		3	9 (7)	1 (4)	6 (4)	1	2	1 (1)	7 (7)	1 (1)	

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。

2 ( )は代理者の数である